

お知らせ

**野木町プレミアム商
品券は2月末で使え
なくなります！**

問産業課 ㊟(57) 4 1 5 3
野木町商工会 ㊟(55) 2 2 3 3



昨年10月に発売した、野木町プレミアム商品券の有効期限は、平成29年2月28日(火)までとなっています。有効期限を過ぎますと使えなくなるので、お早めにご利用ください。

商品券は町内約100の取扱店にてご利用できます。取扱店一覧は、野木町商工会ホームページ([http://nogishokkai-tochigi.or.jp](http://nogishokokkai-tochigi.or.jp))に掲載していますので、ご確認ください。

**農業用免税軽油に係
る申請について**

問栃木県税事務所軽油引取税調査担当
㊟0282(23)6882
農業委員会事務局 ㊟(57)4109
(耕作証明書について)

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括

受付日、受付時間、対象地区および受付会場

受付日	受付時間・対象地区	受付会場
1月23日 (月)	9時30分～11時30分 友沼学区 (松原含む)	野木町役場 新館1階 中会議室
1月24日 (火)	9時30分～11時30分 13時～15時 野木学区、佐川野学区	

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。
※更新手数料420円は、つり銭の無いようお願いいたします。
※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

- して交付しております。今年度も昨年度と同じく、野木町役場(新館1階中会議室)で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。
- 持ち物**
- 1) 免税軽油使用者証
 - 2) 印鑑
 - 3) 免税軽油の引取り等に係る報告書(新規申請以外の方)
- (納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- 4) 使用者証更新手数料420円(新規申請及び使用者証更新の場合)
 - 5) 耕作証明書(新規申請及び耕作

作面積が変更になった場合) 使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注意事項

- ① 新規申請及び交付数量の見直しを希望される方は、免税証の交付は後日になります。
- ② 新規申請及び免税機械の追加や入替をされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ③ 国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

公共下水道への 接続をお願いします

問上下水道課 ㊟(57)4147
産業課 ㊟(57)4152

下水道管が整備された区域では、公共下水道に接続することが義務付けられています。未接続の世帯等は、速やかに接続をしてください。接続工事は、町の指定を受けた指定工事店に依頼してください。

下水道使用料及び 農業集落排水使用料 井戸水を使用の方へ

公共下水道及び農業集落排水を使用の場合、使用人数1人につき1か月6立方メートルで算定します。

使用を始めてから変更はございませんか。使用料を算定する基準になりますので、次のようなときは、届出をしてください。
※使用人数に変更があるとき
※新たに上水道を使用するとき

芝焼きの実施について

問JAおやま米麦課
㊟0285(33)4322
産業課 ㊟(57)4151

越冬病害虫防除のため、田周辺の芝焼きを実施します。実施する区域は、自治会内回覧にてお知らせします。

実施主体 地区防除協議会
㊟1月28日(土) 10時～12時
予備日
2月4日(土) 10時～12時

※天候により延期の場合には、予備日となりますのでご了承ください。